

問い合わせ先

海上保安庁警備救難部環境防災課

専門官 上村

TEL 3591-6361 (内線3902)

TEL 3591-9819 (直通)

海上保安庁警備救難部刑事課

専門官 西垣

TEL 3591-6361 (内線5403)

TEL 3591-7988 (直通)

平成20年4月24日

海上保安庁

## 平成19年の海洋汚染の現状について

油、有害液体物質等による平成19年の海洋汚染の現状を取りまとめましたのでお知らせします。海上保安庁が確認した海洋汚染の発生確認件数は昨年より若干増加し、海上環境法令違反件数は若干減少していますが傾向としては依然高い水準にあります。

海上保安庁では、これらの現状を踏まえ、海洋環境保全講習会や海洋環境保全教室の開催、訪船指導等の海洋環境保全の指導・啓発活動を行うとともに、巡視船艇・航空機による監視取締り、沿岸部における陸上からの取締り等、海陸空一体となった海洋汚染の取締りを行い、海洋汚染の未然防止に努めてまいります。

### 海洋汚染の現状（要旨）

#### 1 海洋汚染の発生確認状況

- ・平成19年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生確認件数は477件で、前年（470件）に比べ7件増加しました。汚染物質別による内訳は次のとおりです。
  - ① 油による汚染は302件で、前年（306件）に比べ4件減少
  - ② 廃棄物による汚染は97件で、前年（106件）に比べ9件減少
  - ③ 有害液体物質による汚染は4件で、前年（8件）に比べ4件減少
  - ④ 赤潮による汚染は46件で、前年（23件）に比べ23件増加
  - ⑤ 青潮による汚染は4件で、前年（3件）に比べ1件増加
  - ⑥ その他（工場排水等）による汚染は24件で、前年（24件）と同じ
- ・上述の海洋汚染発生確認件数477件のうち、外国船舶によるものは40件（前年56件）であり、うち38件は油によるものです。海域別にみると、我が国領海内が33

件（前年 46 件）、領海外（排他的経済水域又は公海）が 5 件（前年 5 件）となっています。

また、これら外国船舶による海洋汚染のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反する 15 件に対しては、同法に基づき早期釈放制度を適用し対応しました。

その他、我が国の法令を適用できない公海等での外国船舶による油等の排出について、旗国に適切な処置を求めるため国際条約に基づき 7 件の旗国通報を実施しました。

## 2 廃油ボールの漂流・漂着状況

平成 19 年は、昨年に引続き漂流・漂着廃油ボールは殆ど採取されませんでした。油による海洋汚染発生確認件数の減少に合わせて、漂流・漂着廃油ボールの採取量も減少しています。

## 3 監視取締りの状況（送致件数）

平成 19 年に送致した海上環境法令違反件数は 652 件で、前年（680 件）に比べ 28 件減少しました。法令別による内訳は次のとおりです。

- ① 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反は 448 件で、前年（440 件）に比べ 8 件増加
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反は 115 件で、前年（152 件）に比べ 37 件減少
- ③ 水質汚濁防止法違反は 13 件で、前年（10 件）に比べ 3 件増加
- ④ 港則法違反は 45 件で、前年（73 件）に比べ 28 件減少
- ⑤ その他は 31 件で、前年（5 件）に比べ 26 件増加

## 4 投棄船舶（廃船）の確認状況

平成 19 年に当庁が確認している投棄船舶（廃船）は 1,372 隻で、前年に比べ 118 隻増加しました。このうち処理された船舶は、全体の約 56%に当たる 770 隻となっています。

上記 1,372 隻のうち 738 隻に「廃船指導票」貼付による指導を行い、このうち 320 隻が処理されました。



# 海洋汚染の現状

(平成19年1月～12月)



平成20年4月作成

海上保安庁

警備救難部環境防災課・刑事課

## 目 次

### はじめに

#### I 海洋汚染の発生確認状況

- 1, 海洋汚染の物質別発生確認件数及び推移（過去10年分） . . . . . 1
- 2, 海洋汚染の海域別発生確認件数（平成19年分） . . . . . 2
- 3, 海洋汚染の排出源別発生確認件数（赤潮・青潮を除く）（平成19年分） . . . 3
- 4, 海洋汚染の原因別発生確認件数（平成19年分） . . . . . 3
- 5, 外国船舶による海洋汚染等の状況（平成19年分） . . . . . 4
- 6, 平成19年の海洋汚染発生確認状況の特徴 . . . . . 5

#### II 廃油ボールの漂流・漂着状況 . . . . . 5

#### III 監視取締りの状況（送致件数）

- 1, 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移（過去5年分） . . . . . 6
- 2, 海防法違反の送致件数及び推移（過去5年分） . . . . . 6

#### IV 投棄船舶（廃船）の確認状況等（過去5年分） . . . . . 7

#### V 油等流出事故事例（平成19年分） . . . . . 8

#### VI 海洋環境保全のための海上保安庁の取組事例（平成19年分） . . . . . 9

#### VII まとめ . . . . . 10

#### ★資料編

- 資料1 海洋汚染の物質別発生確認件数の推移（過去10年分） . . . . . 11
- 資料2 海洋汚染の海域別発生確認件数の推移（過去5年分） . . . . . 12
- 資料3 海洋汚染（赤潮・青潮を除く。）の  
排出源別発生確認件数の推移（過去5年分） . . . . . 13
- 資料4 海洋汚染（赤潮・青潮を除く。）の  
原因別発生確認件数の推移（過去5年分） . . . . . 14
- 資料5 外国船舶による海洋汚染発生確認件数等の推移（過去5年分） . . . . 15
- 資料6 海上環境事犯法令別送致件数の推移（過去5年分） . . . . . 15

# はじめに

海上保安庁では海洋環境を保全するため、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、巡視船艇や航空機により我が国周辺海域における油、有害液体物質及び廃棄物等に関する海洋汚染の監視取締りを実施するとともに、海守や海洋環境保全推進員等の民間ボランティア、一般市民の方々による緊急通報用電話番号「118番」等への通報を基に調査・確認・取締りを行うことにより、海洋汚染の実態を把握し、海洋汚染の未然防止を図っています。

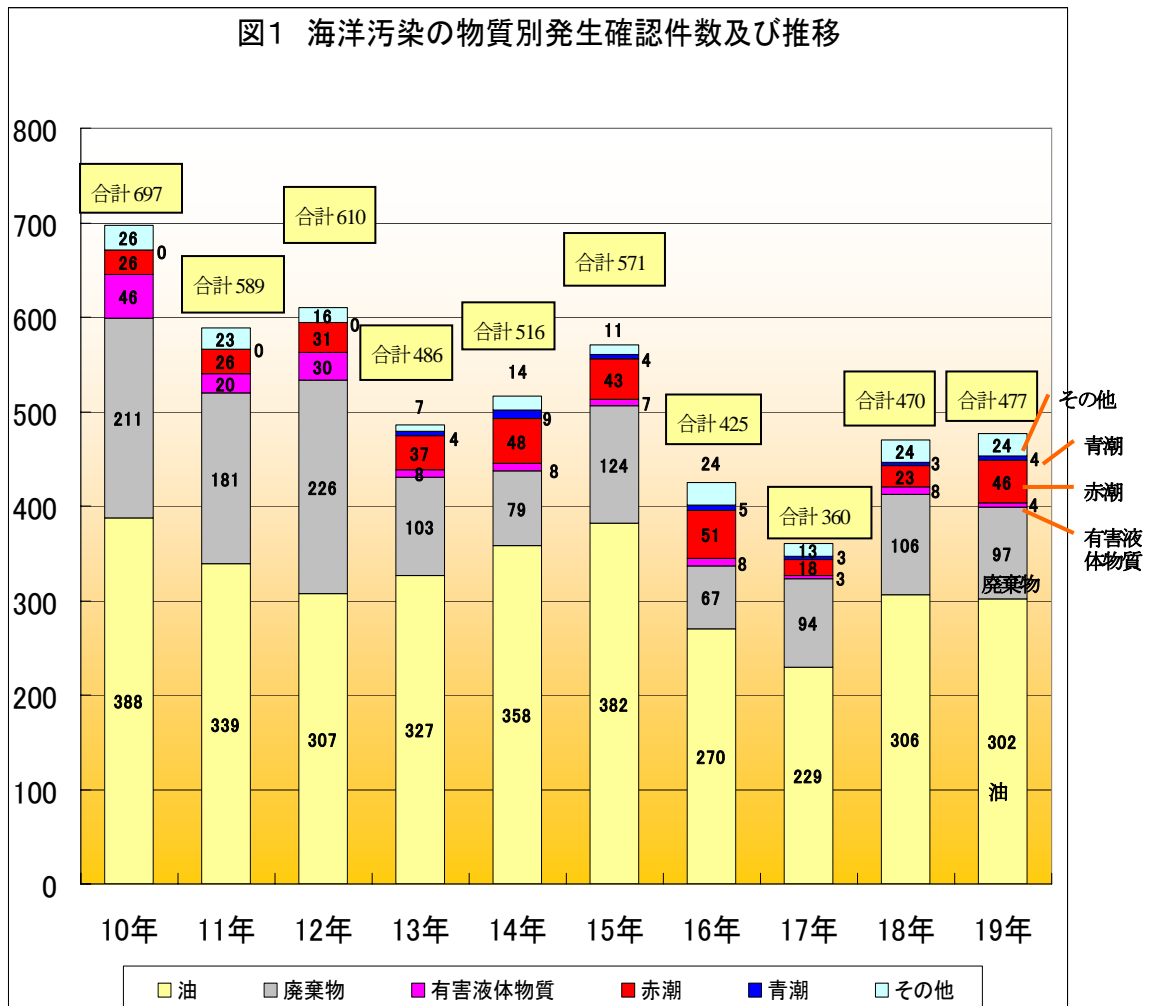
また、衝突や船舶火災等の海難に起因する油や有害液体物質等の排出事故等による被害の拡大を防止するための活動や海洋環境保全思想を普及させるための取組みを実施しています。平成19年の海洋汚染の現状は次のとおりです。

## I 海洋汚染の発生確認状況

### 1. 海洋汚染の物質別発生確認件数及び推移 (P11、資料1参照)

平成19年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生件数は477件で、前年(470件)に比べ7件増加した。

これを汚染物質別に見ると、油による汚染が302件で前年(306件)に比べ4件減少、廃棄物による汚染は、97件で前年(106件)に比べ9件減少、有害液体物質による汚染が4件で前年(8件)に比べ4件減少、その他(工場排水等)による汚染が24件で前年(24件)に同じ、赤潮・青潮(うち青潮4件)による汚染が50件で前年(26件)に比べ24件増加した。



## 2 海洋汚染の海域別発生確認件数 (P12、資料2参照)

海域別では、昨年同様、上位3海域を占める海域に変化はないが、瀬戸内海が72件（前年65件）と最も多く全体の約15%を占め、次いで東京湾が71件（前77件）、北海道沿岸が70件（前年63件）と続いている。油による汚染は瀬戸内海が62件（前年41件）、東京湾が55件（前年66件）、北海道沿岸が53件（前年34件）と多かった。

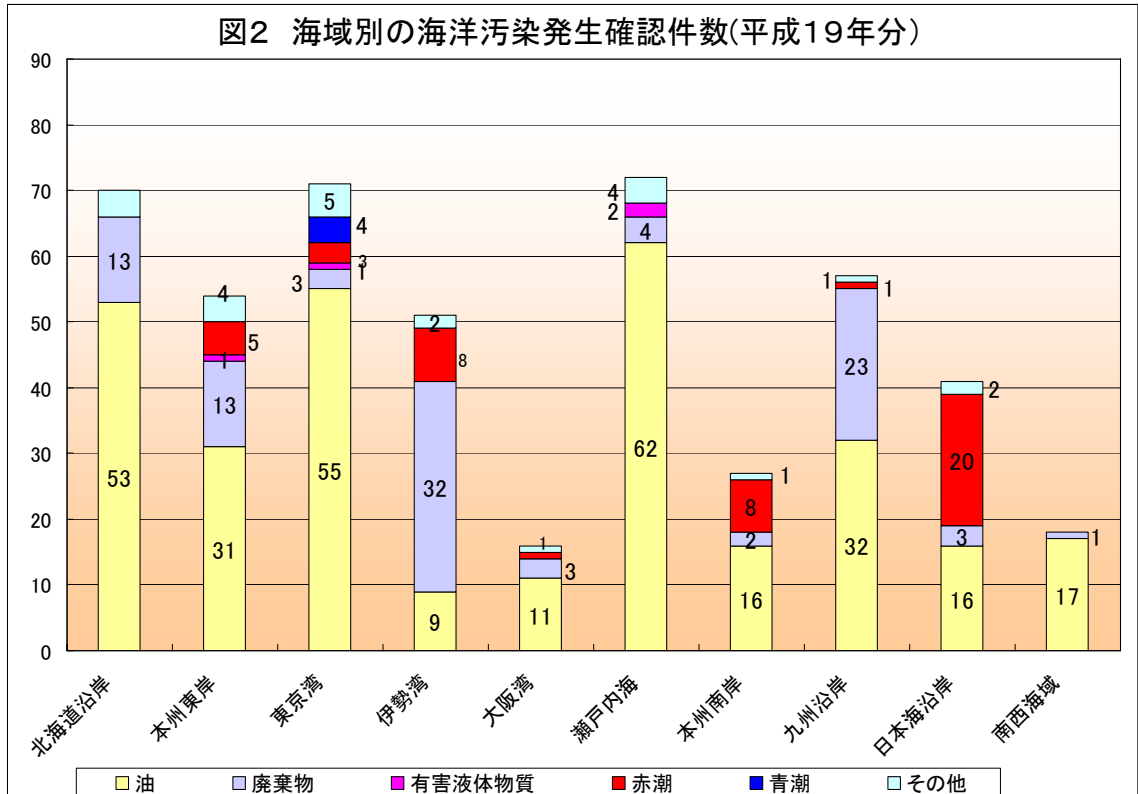
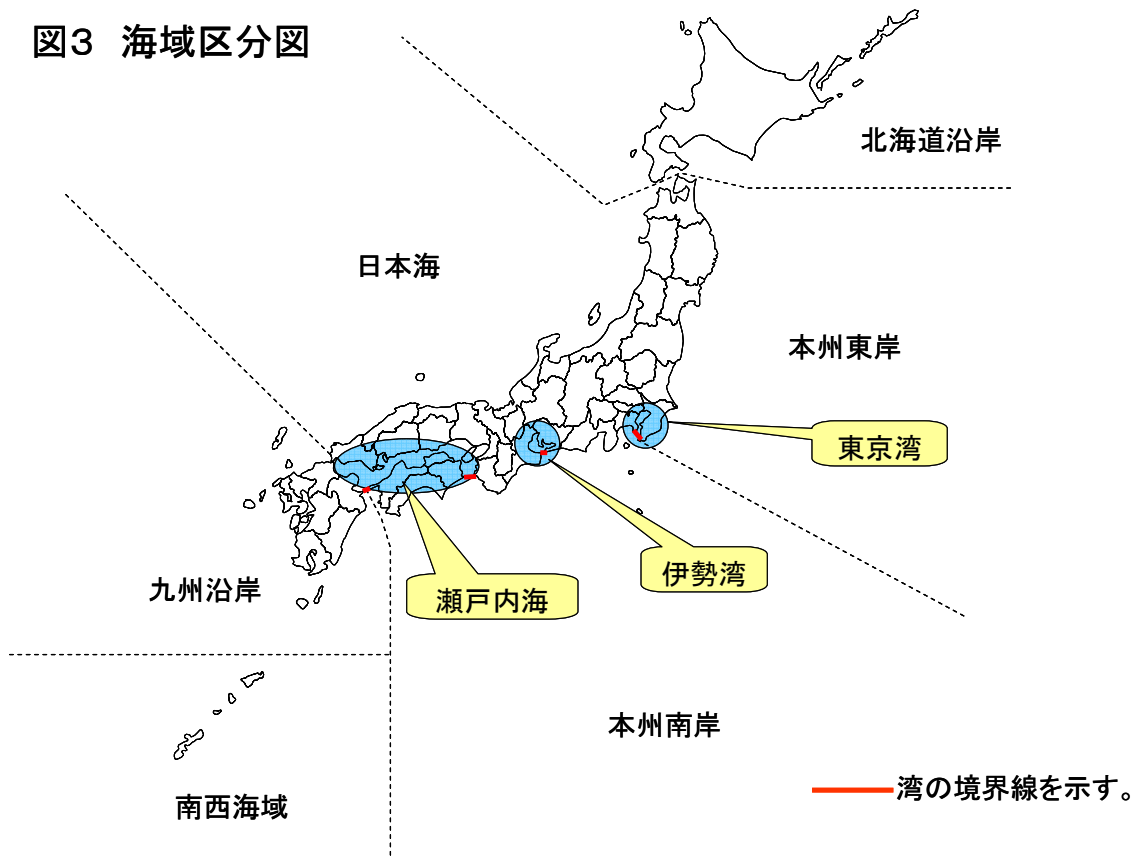
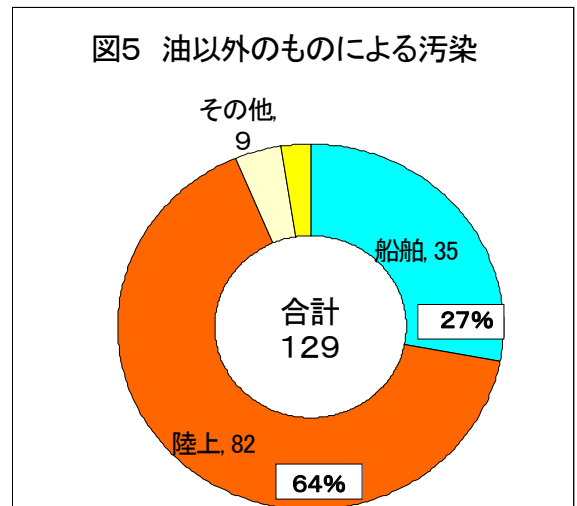
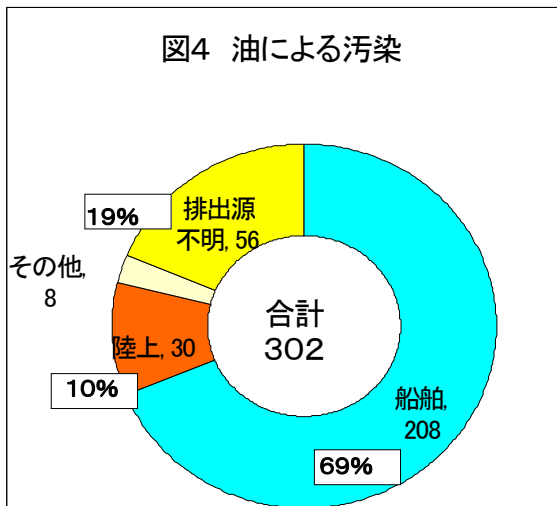


図3 海域区分図



### 3 海洋汚染の排出源別発生確認件数 (P13、資料3参照)

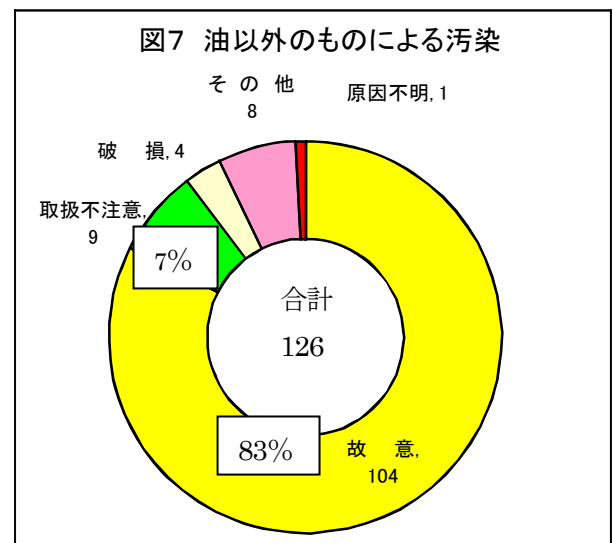
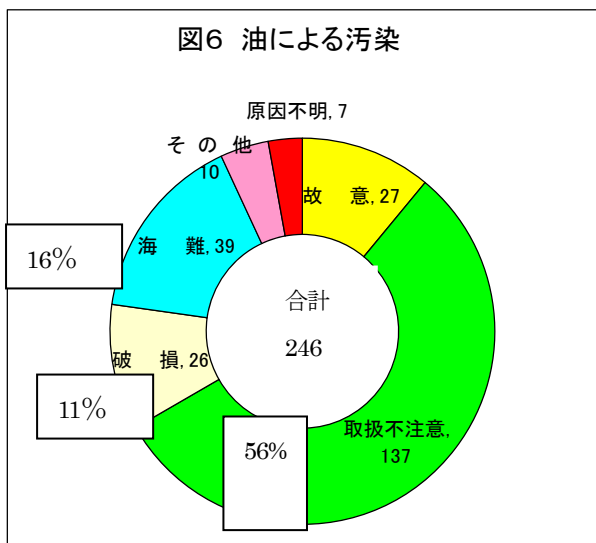
図4、5は、「船舶」、「陸上等」の排出源別の海洋汚染発生確認件数を表したものである（赤潮・青潮を除く）。毎年同様の傾向が見られるが、油による汚染のうち船舶から排出されるものが208件（前年210件）約69%と最も多く、油以外のものによる汚染のうち陸上からのものが、廃棄物の不法投棄が多数を占め82件（前年85件）約64%と最も多い。



### 4 海洋汚染の原因別発生確認件数 (P14、資料4参照)

図6、7は、海洋汚染の原因となる「故意」、「取扱不注意」等の海洋汚染発生確認件数を表したものである。油による汚染の原因は、取扱不注意によるものが137件（前年142件）約56%と最も多く、次いで、海難によるものが39件（前年39件）約16%、破損によるものが26件（前年26件）約11%と続いている。油以外のものによる汚染の原因は、故意によるものが104件（前年124件）と約83%を占めている。

\* 排出源が判明したもののみを対象としている。



## 5 外国船舶による海洋汚染等の状況 (P15、資料5参照)

### ① 外国船舶による海洋汚染の発生確認件数

平成19年に海上保安庁が、我が国周辺海域において確認した海洋汚染発生確認件数477件のうち、外国船舶によるものは40件(前年56件)であった。このうち油によるものが38件であり、これを海域別にみると、我が国領海内が33件(前年46件)、領海外(排他的経済水域又は公海)が5件(前年7件)となっている。国籍別では、パナマが8件で最も多く、次にカンボジア・中国が5件と続いている。

原因別では、取扱不注意によるものが24件と全体の約59%を占めている。

また、船舶に起因する汚染は全体で243件(前年255件)であり、外国船舶の占める割合は約16%(前年約22%)であった。

### ② 早期釈放制度適用件数

国連海洋法条約の締結に伴い、平成8年7月20日から、領海に加え、排他的経済水域等における外国船舶による海上環境事犯について、一定の条件の下に海防法を適用して取締りを実施しており、また、その際には、船舶の航行の利益を考慮し、早期釈放制度(担保金制度)を適用している。

平成19年に、外国船舶による海上環境事犯に担保金制度を適用したのは15件(前年23件)であった。これを海域別にみると、我が国領海内が14件(前年20件)、排他的経済水域が1件(前年3件)となっている。また、国籍別では、パナマ6件、中国4件、その他の国5件となっている。

### ③ 旗国通報件数

我が国の法令を適用できない公海等での外国船舶による油の違法排出等については、国際条約に基づき、当該船舶の旗国に対して違反事実の通報を行い適切な措置を求める旗国通報制度を適用しており、平成19年には7件(前年4件)の旗国通報を行った。

図8 外国船舶による原因別海洋汚染発生確認件数

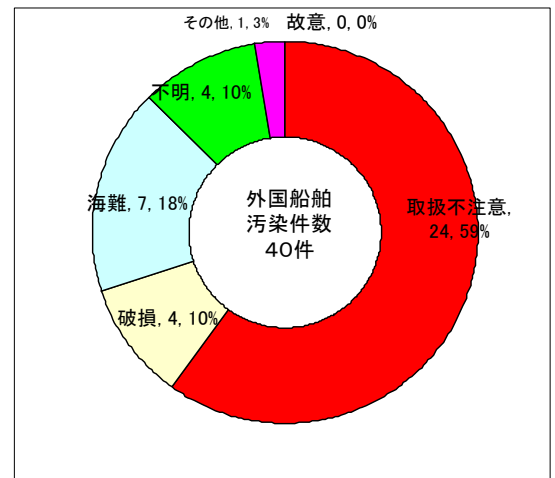
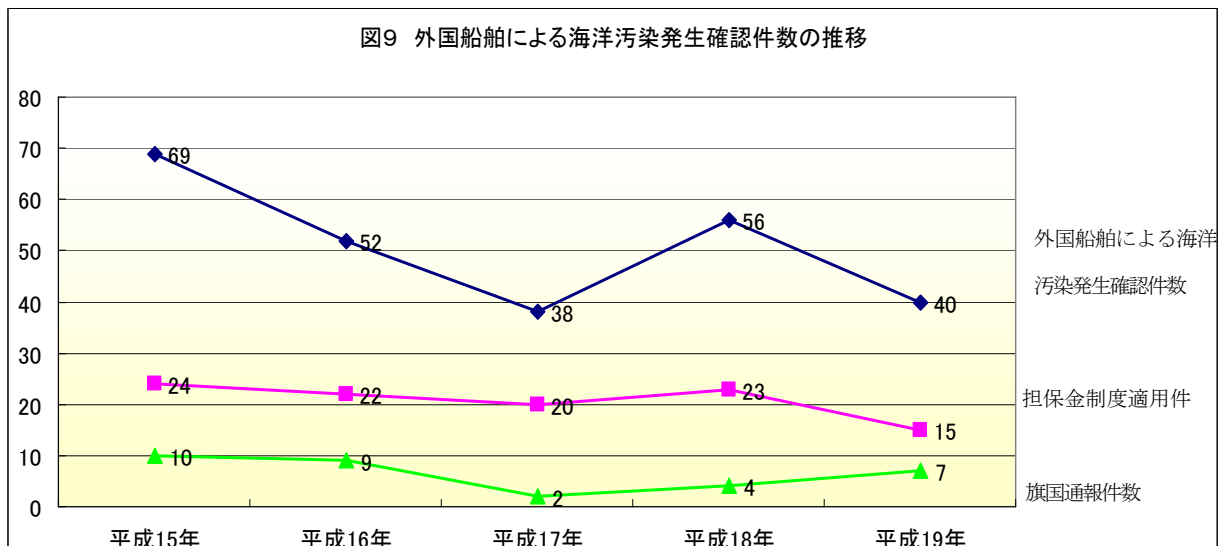


図9 外国船舶による海洋汚染発生確認件数の推移





## 6 平成 19 年の海洋汚染発生確認状況の特徴

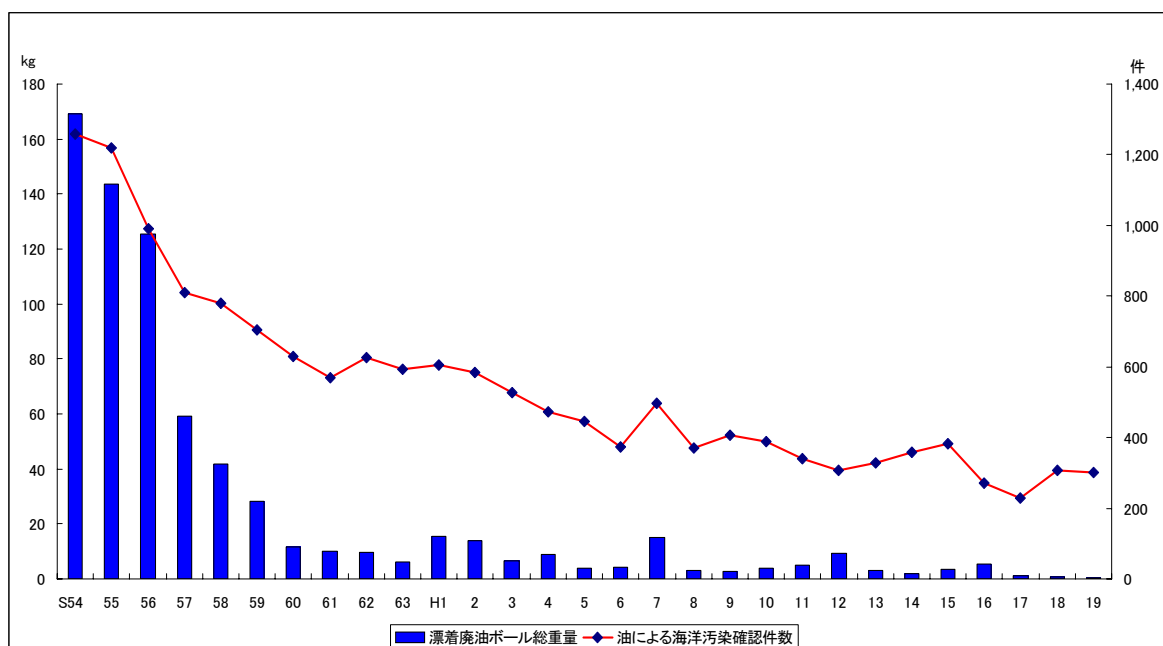
平成 19 年における海洋汚染の発生確認件数は、前年にとほぼ同程度であり、依然として海洋汚染は後を絶たない状況にあります。油や有害液体物質などによる汚染はほぼ横ばいですが、赤潮は昨年比、約 2 倍の 46 件が全国各地で確認されました。この原因として、は不明ですが、水温の高い日には発生しやすいともいわれています。

## II 廃油ボールの漂流・漂着状況

海上保安庁では、我が国周辺海域及び沿岸部における廃油ボール調査を定期的実施している。平成 19 年は、漂流・漂着廃油ボールは殆ど採取されなかった。

図 10 は、昭和 54 年からの油による海洋汚染発生確認件数と漂着廃油ボールの採取量の推移を表したものであり、油による海洋汚染の減少に合わせて漂着廃油ボールの採取量も減少していることがわかる。

図 10 油による海洋汚染発生確認件数と漂着廃油ボール採取量



### \* 廃油ボール

船からの不法排出、海難事故等により流れ出した油分が海上又は砂浜において変性し、凝固したもの。一般的に油が海に流出した場合、油膜は水面を覆い帯状に流れて行き、海面下に住む生物に必要な光や空気を遮断する。流出した油の一部は揮発又は分解するが、残りは海水が徐々に混ざり、ムース状になる。そして、長時間漂流するうちに、タール成分が徐々に硬化して固形状の油の塊である廃油ボールとなる。



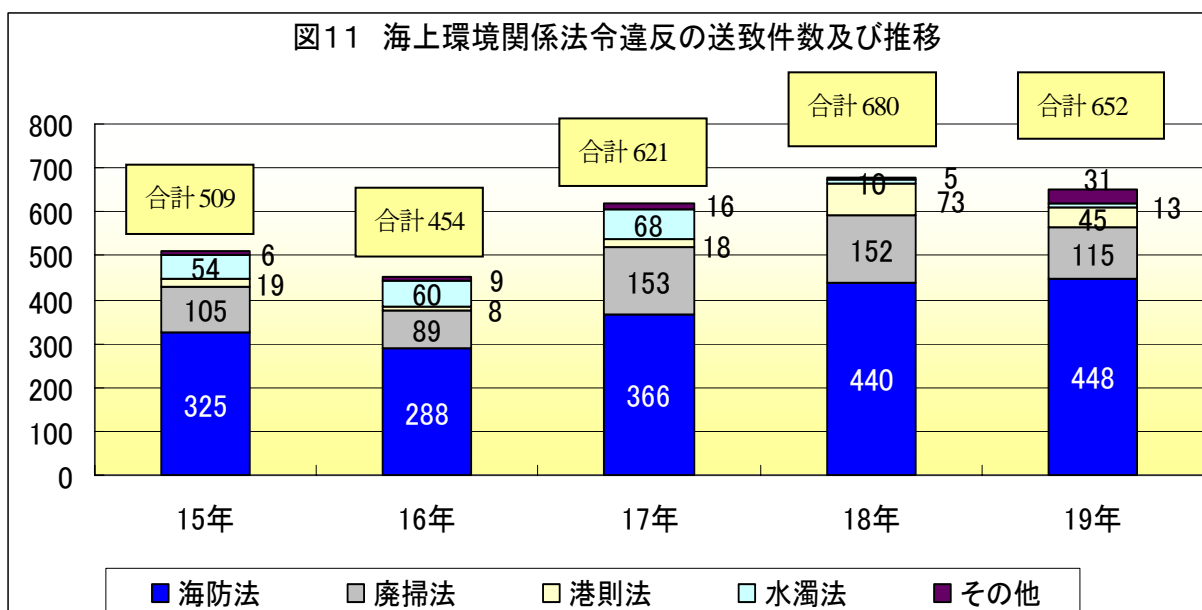
参考写真：廃油ボール

### Ⅲ 監視取締りの状況 (P15、資料6参照)

#### 1 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移

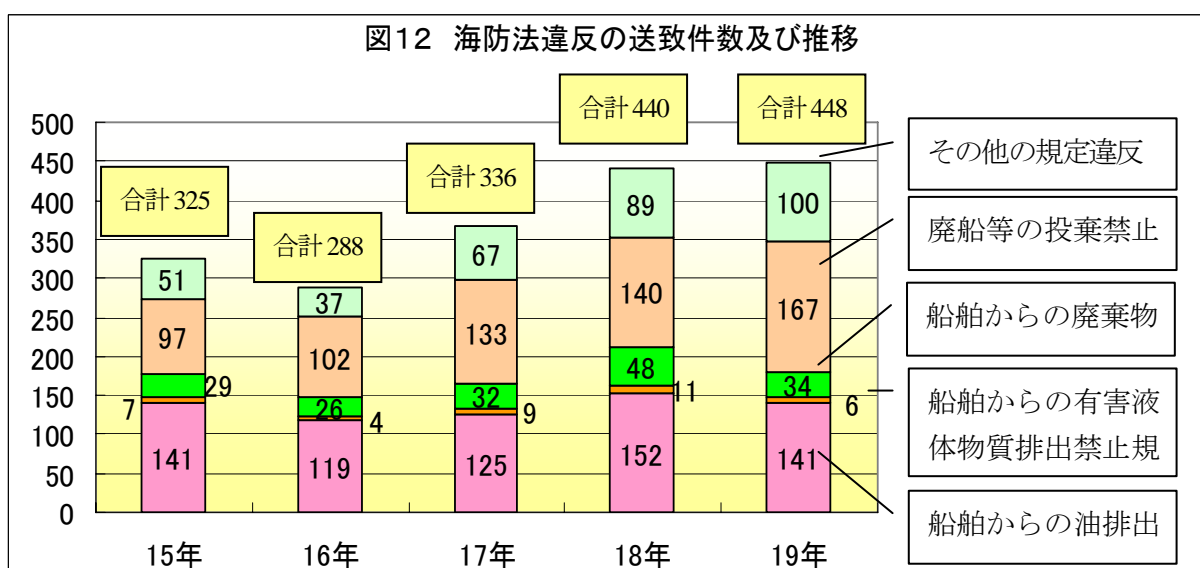
平成19年に送致した海上環境関係法令違反件数は、652件で、前年(680件)に比べ28件(約4%)減少した。

送致件数を法令別にみると、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)違反が448件(約69%)と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)違反が115件(約18%)、「港則法」違反が45件(約7%)、「水質汚濁防止法」(以下「水濁法」という。)違反が13件(約2%)等となっている。



#### 2 海防法違反の送致件数及び推移

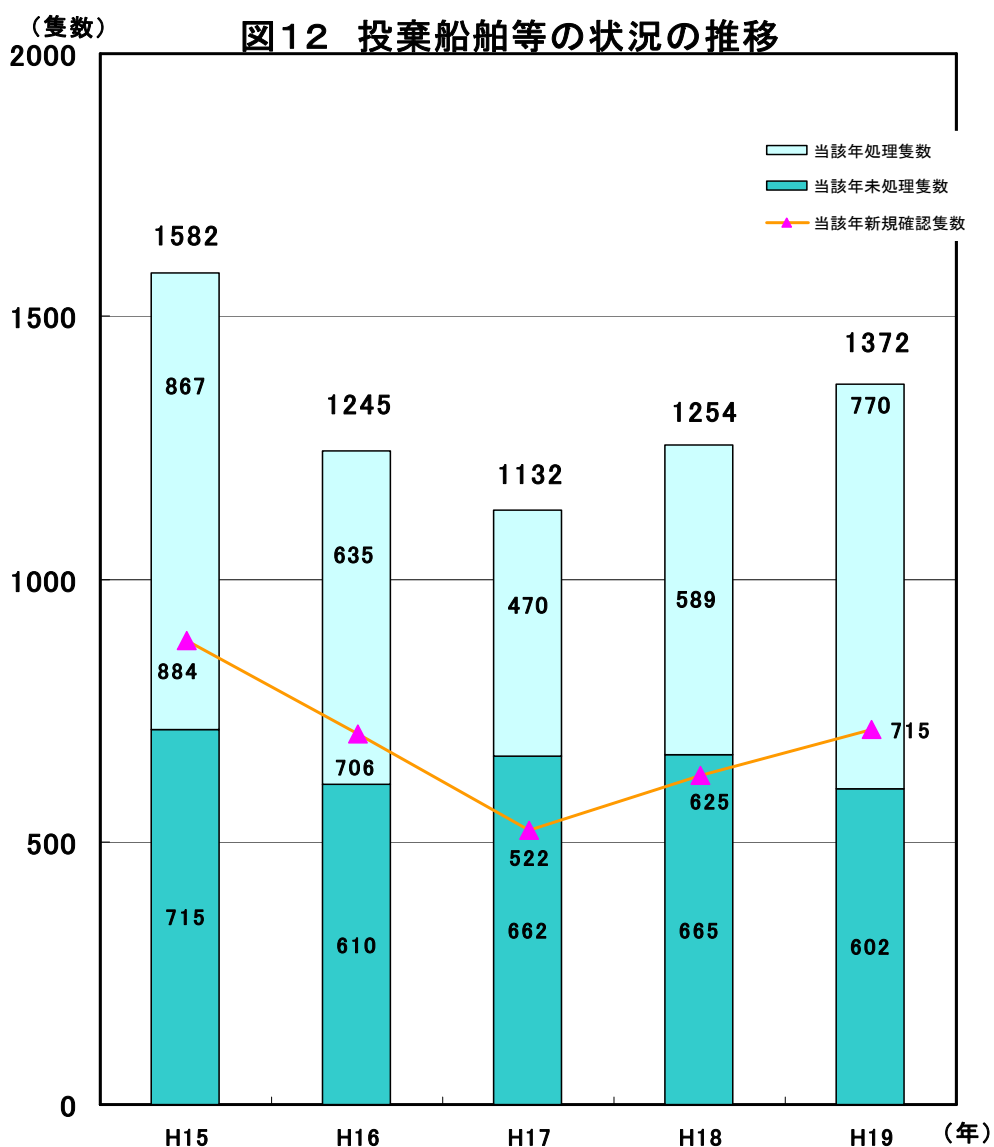
海防法違反の送致件数内訳を見ると、プレジャーボート等小型船舶の不法投棄が後を断たず、船舶の不法投棄が167件(約37%)となっている。また、船舶からの油の不法排出は141件(約31%)となっている。



#### IV 投棄船舶（廃船）の確認状況等

海上保安庁が平成19年に確認している投棄船舶（廃船）は、1,372隻（うち平成19年に新たに確認した投棄船舶（以下「新規確認船舶」という。）は715隻）で、このうち処理された船舶は、全体の約56%にあたる770隻（うち新規確認船舶608隻）、未処理の船舶は602隻（うち新規確認船舶107隻）となっている。また、新規確認船舶715隻は前年の625隻に比べ90件増加している（対前年比約114%）。

一方、海上保安庁は、上記1,372隻のうち738隻（うち新規確認船舶309隻）に対して「廃船指導票」による指導を行い、このうち320隻（うち新規確認船舶240隻）が処理された。



注1 投棄船舶とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の状態であると海上保安庁が認めた船舶を言う。

注2 海難による放置船舶（乗揚げ又は沈没等の海難に遭遇した船舶のうち、海岸線付近又は海底に放置されているもの。）は含まない。

## V 油等流出事故事例

### 1 宮城県山元町沖 Saint Vincent and the Grenadines 籍貨物船「JANE」乗揚げ

平成19年4月17日午前4時頃、貨物船「JANE」(4,643総トン 乗組員ロシア人17名 積荷石炭約5,000トン)が宮城県山元町沖に乗揚げ、燃料油の一部が流出した。海上保安庁では、巡視船艇、航空機、特殊救難隊及び機動防除隊を出動させ、午前9時までに乗組員全員を救助しました。



その後、巡視船艇等によるJ号の監視、関係者への油防除指導等を実施し、5月7日、第二管区海上保安本部長から船主に対し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第40条に基づく、船体の撤去命令を発出しました。

### 2 新潟県直江津港内に水酸化マグネシウムが流出

平成19年8月11日午前9時25分頃、新潟県上越市所在の工場から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令で定めるZ類に分類される水酸化マグネシウムが同工場地先海上(直江津港内)に流出しました。通報を受けた、海上保安庁は、直ちに巡視船艇、航空機等を出動させ、現場海域の調査等を実施したところ、長さ約350m、最大幅約50mの白濁した海域を確認しました。



同工場では、作業員9名が海水ポンプ2台を使用し、海底に沈殿した水酸化マグネシウムを直接吸い上げ工場内のタンクに貯留する等の回収作業を実施し、翌12日午後4時までに海水混じりの水酸化マグネシウム約100m<sup>3</sup>を回収しました。

### 3 愛知県伊勢湾・三河湾での赤潮の発生

平成19年4月12日午前中、海上保安庁航空機により三河湾中央部及び伊勢湾(津市～松坂市沖合い)において、広範囲の赤潮の発生を認め、愛知県等に通報しました。海上保安庁では、平成19年は、このような赤潮を、日本海沿岸、伊勢湾などで46件を(昨年比23件増)確認しました。



## VI 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況

海洋汚染は人為的要因により発生しているため、海洋汚染を防止するためには、国民一人一人の海洋環境の保全に関する意識の高揚が必要不可欠です。

このため、海上保安庁では、将来を担う子供達を含む一般市民や海事・漁業関係者等を対象として、海洋環境保全教室や海洋環境保全講習会等の海洋環境保全指導・啓発活動を実施しています。

平成 19 年における主な活動の実施状況は次の通りです。

海洋環境保全教室	457 回 (29,428 名)
海洋環境保全講習会	196 回 (8,637 名)
放船指導	1,401 回
訪問指導	1,054 回

以下に、その取組事例の一部を紹介します。

### 1 未来に残そう青い海・図画コンクール

海上保安庁では、(財)海上保安協会と協力して、全国の小中学生を対象とした「未来に残そう青い海・図画コンクール」を実施しています。

第 8 回目となる平成 19 年度は、過去最多の 45,321 点（昨年比：12,843 点増加）の応募があり、これまで 18 万人以上の方から、応募をいただいています。右のポスターは、平成 18 年度図画コンクールの海上保安庁長官賞受賞作品を活用した啓発用のポスターです。

（募集期間：平成 20 年 6 月 1 日～同年 9 月初旬頃）



### 2 海洋子どもエコクラブの活動

広島海上保安部は、平成 9 年から効果的に海洋環境保全思想の普及を図ることを目的として、ボランティアである海洋環境保全推進員を母体とした「海洋子どもエコクラブ」を発足させ、各種活動の企画、事務局の運営を行い、約 10 年間で 40 回にのぼる様々な海洋環境保全のための活動を実施しています。写真は、漂着ゴミ分類調査を実施している状況です。



### 3 巡視船いずにおける図画の展示

横浜海上保安部は、海上保安庁では初めての試みとなる巡視船いずの外板を使用した第 8 回未来に残そう青い海・図画コンクール作品の展示会及び同船船上において表彰式等をボランティア等と協働して盛大なイベントを実施しました。



## VII まとめ

海洋汚染発生確認件数は昨年より若干増加し、海上環境事犯の送致件数は若干減少していますが、傾向としては依然高い水準にあります。これは、海上保安庁が実施する様々な海洋環境保全指導・啓発活動の結果、一般市民等に海洋環境保全の思想が普及し、通報活動に繋がったこと等に加え、巡視船艇・航空機及び陸上からの監視取締り体制を強化してきた結果であると考えられます。

今後も海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、国民の海洋環境保全意識を高め、海洋汚染を未然に防止することを目的とした「指導・啓発活動」、海洋汚染の実態を把握しその情報を国民の皆様方に提供することを目的とした「海洋汚染発生状況調査」、海上環境関係法令違反を摘発し、原状回復を図る「監視取締り」、という3つの手法を組み合わせ、海洋環境保全対策に取り組んでまいります。